公　示　日：2025 年 11 月 26 日（水）
調達管理番号：25a00604
国　　名：フィリピン国
担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部　STI・DX 室
調 達 件 名：フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（業務調整）（現地滞在型）
適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務　：業務調整
（２） 格　付　　：4 号
（３） 業務の種類：専門家業務
（４） 在勤市：マニラ市
（５） 全体期間：2026 年 4 月上旬から 2029 年 1 月上旬
（６） 業務量の目途：34 人月

## 2. 業務の背景

デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がる一方で、新興技術の活用が進みサイバー攻撃の手法も高度化・複雑化し、サイバーセキュリティのリスクが甚大化する中、多くの開発途上国各国ではサイバーセキュリティの対策体制・能力の不足と人材不足がリスクをさらに増大させている。フィリピンも近年地政学的な関心も高まり近年インシデント数の増加が観測されており、政府機関等におけるデータ侵害のケースも報告されている。

フィリピン政府は 2023 年に「国家開発計画 2023-2028」を発表し、サイバーセキュリティを平和と安全保障だけでなく、経済発展にも不可欠な分野として言及した。同国家計画に基づき、フィリピン情報通信技術省（DICT: Department

of Information Communication Technologies）が 2024 年 2 月に発表した「国家サイバーセキュリティ計画 2023-2028」では、国家や個人の保護や、サイバーセキュリティ人材の増加、サイバーセキュリティ政策枠組みの強化等を謳っている。これらに合致させる形で DICT がサイバーセキュリティ対策を強化する中、JICA も 2023 年より 2 年間フィリピンに専門家派遣を通じた助言を含む協力を行ってきた。協力実施中の 2024 年には国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）の発表するグローバル・サイバーセキュリティ指数（GCI: Global Cybersecurity Index）のスコアが上昇し、ステージが Tier 2（Advancing）に上がった。

しかし、フィリピンにおけるサイバーセキュリティ対策の課題は未だ大きく、サイバーレジリエンスの強化のため、重要インフラ防護（CIP, Critical Infrastructure Protection）関係者のサイバーセキュリティ能力強化が求められている。これに向けて、CIP 関係者が継続的に取り組みを実施していけるよう、国家 CERT（National Computer Emergency Response Team）と重要インフラを含む関係者の技術力強化及び組織体制強化、民間企業や大学、一般国民への啓発等の実施に加え、関係者間の協力関係持続のための協力が必要である。かかる背景から、同国政府より日本政府へ専門家派遣の要請書が提出された。

本協力は、以上の背景に基づき、政府機関、重要インフラ事業者、及び大学を含む関係者に向けた技術研修及び継続性を意識した ToT 研修実施（成果 1）、国家 CERT と重要インフラの持続的な CERT 運営を目指し、戦略や計画の実務レベルへの落とし込みに向けた助言（成果 2）を実施する。また、これらの CIP 関係者への直接的な協力に加え、同国及び地域内で活動する国際機関・同志国開発機関を含む関係者との調整・連携及び持続的な協力関係の構築及び維持に向けた活動を実施する（成果 3）。

以上の背景を受けて、JICA は 2026 年 2 月から「サイバーセキュリティ能力向上」を開始予定につき、長期専門家として業務調整員一名を派遣するもの。

## 3. 期待される成果

- 本協力の投入や活動が計画通りに実施され、かつ、日本側の事務・会計・庶務・調達が規則通りに、かつ効果的に行われる。
- 流動的な状況下で、カウンターパート（DICT のサイバーセキュリティ局（CSB））、国際協力専門員、専門家チーム、JICA 本部及び事務所、日本側協

力関係者、第三国、国際機関を含む関係者との間での活動状況の正確・適切な共有、及び関連活動との調整・連携の結果、本事業の活動が効果的かつ効率的に実施される。

- 現地国内研修、本邦研修、第3国研修及び関連活動が計画・実施され、参加者の高い満足度が得られる。

## 4. 業務の内容

本業務は、長期専門家として業務調整員一名を派遣することにより、同国のCIP関係者に対する研修・助言の実施支援及び地域内・国内で活動する関係者との調整・連携の実施を通じて、CIP関係者のサイバーセキュリティ能力向上を図り、もって同国の重要インフラのサイバーレジリエンス強化に資するもの。

長期専門家は、以下の項目に関し、業務調整として活動する。なお、本協力実施体制として、直営の国際協力専門員、コンサルタント契約による専門家、本邦公的機関からの調査団、国際機関連携等による講師等を予定している。

（運営管理業務）

（１） 国際協力専門員の助言を基に運営管理業務を行い、また合同調整委員会等を通じた相手国機関との協議を踏まえ、相手国機関の本協力の実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握、本事業の協力計画（実施計画、年間計画）の取りまとめ、その計画的な実行を図る。

（２） 日本側チームの活動に必要な物品管理、会計・庶務の取りまとめ及び計画的な執行に加え、関係者と共に各種報告書の作成、及び適時の広報活動を実施する。[1]

（３） カウンターパート、国際協力専門員、他の専門家チームと連携し、問題解決にあたる。また、必要に応じてJICA本部及びフィリピン事務所にも報告を行う。[2]

（４） JICA のサイバーセキュリティクラスター運営のため、現地の情報収集と

[1] 本事業の実施において受注者は現地に滞在しながら事業全体が円滑に進むよう、必要な各種事務手続きを適時正確に実施していくことが期待されます。本事業の効果的な実施を支える各種事務手続の確実な実施手法について簡易プロポーザルで提案してください。

[2] 本事業は異なる立場の複数のメンバーと協力して進めるものであり、受注者は他の専門家と異なり現地に滞在し常に稼働していることから、その全体調整の中心的役割を担います。業務を進めるにあたっての全体コミュニケーション・調整及び運営管理の実施方法について簡易プロポーザルで提案してください。

JICA 本部への情報共有を行う。

（リエゾン業務）

主に国際協力専門員の助言の下、以下の活動を行う。

（１） 2025 年からカウンターパートである DICT の組織体制の変更が続いているため、体制変更の方向性や、その状況を確認する。

（２） JICA からの情報・意見の提供を、必要に応じてカウンターパート担当者に対して行う。

（３） カウンターパート職員に対する演習環境構築、技術移転、普及啓発活動支援等の活動に関し、扱うサイバーセキュリティ技術を含めた計画内容を把握し、カウンターパートの理解促進に努める。

（４） 他開発機関や他政府の支援、日本国の他協力等の状況を把握し、国際協力専門員、他の専門家チーム、JICA 本部に適宜共有する。[3]

（活動のための業務）

国際協力専門員の助言を受けながら、下記活動を行う。

（１） DICT CSB、省庁セクターCERT、重要インフラ事業者を含む CIIP 関係者向けの教材開発・研修実施に関するフィードバック収集を、カウンターパート、国際協力専門員、他の専門家チームと連携して実施する。

（２） 必要に応じて、技術移転のために現地専門家、第 3 国専門家を雇用し、その業務指示と管理を行う。また、他の専門家チーム、カウンターパートと協力して、現地業者や講師リソースの発掘・選定・契約、研修参加者の選定、各種研修の設計及び進捗モニタリング・参加者の理解度確認等を実施する。

（３） 他の専門家チームと演習環境構築及び技術移転等の活動に関して連携し、必要な機材調達のため、現地調達可能な現地業者の発掘、一連の手続を含む調達補助業務を実施する。

（４） 普及啓発活動支援及び地域内・国内活動支援について、ニーズの特定、カウンターパート及び他の専門家チームの状況も踏まえた活動計画作成、国際協力専門員及び他の専門家チームと連携した活動の実施を行う。

[3] 他国開発機関、国際機関、民間団体等、フィリピンのサイバーセキュリティに関する活動を行う機関が存在することから、活動の重複を避けるための調整や連携によるシナジー追及のための検討が必要です。受注者がその中心的役割を担うことが期待されることから、地域内及び国内関係者との活動の調整・連携可能性の追求の具体的手法について簡易プロポーザルで提案してください。

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

| No. | 提案を求める項目 | 業務の内容での該当箇所 |
|---|---|---|
| 1 | 本事業の効果的な実施を支える各種事務手続（物品管理、会計・庶務、機材調達補助）の確実な実施手法 | 「4. 業務の内容」の「（運営管理業務）」の（２） |
| 2 | 業務調整として、カウンターパート、JICA 国際協力専門員、複数の外部コンサルタント等、異なる立場のメンバーと業務を進めるにあたっての全体コミュニケーション・調整及び運営管理の実施方法 | 「4. 業務の内容」の「（運営管理業務）」の（３） |
| 3 | 活動の一部である地域内及び国内関係者との活動の調整・連携可能性の追求の具体的手法 | 「4. 業務の内容」の「（リエゾン業務）」の（４） |

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

| | |
|---|---|
| 類似業務経験の分野 | ● 海外での実務経験(例：JICA 専門家、青年海外協力隊、企画調整員等の JICA 事業従事経験等) |
| 語学の種類 | ● 英語 |

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名 | 提出時期 | 提出先 | 部数 | 言語 | 形態 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ワーク・プラン[4] | 渡航開始より1カ月以内 | ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室 | ― | 英語 | 電子データ |
| | | | ― | 日本語 | 電子データ |
| | | フィリピン事務所 | ― | 英語 | 電子データ |
| | | | ― | 日本語 | 電子データ |
| | | C/P 機関 | ― | 英語 | 電子データ |
| 3か月報告書 | 渡航開始より3カ月ごと[5] | 国際協力調達部（CC:ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室） | ― | 日本語 | 電子データ |
| 業務進捗報告書 | 渡航開始より6カ月ごと | 国際協力調達部（CC:ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室、フィリピン事務所） | ― | 日本語 | 電子データ |
| 業務完了報告書 | 契約履行期限末日 | ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室（CC: 国際協力調達部、フィリピン事務所） | 1部 | 日本語 | 電子データ |

## 6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2026 月 4 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

（プロジェクト）本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア JICA 国際協力専門員

イ 短期専門家（フィリピン国「サイバーセキュリティ能

[4] 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

[5] 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、２か月目終了後に速やかに提出する。

力向上」（重要インフラ防護のための研修・セクターCERT 運用改善）」及び「フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（実践的サイバー演習の講師育成と環境構築支援）」）

※ アは、JICA 本部からの直営調査団として別途派遣予定/中（2026 年 2 月～2029 年 1 月の間で数回／年程度を想定）。
※ イは、別途締結する業務実施契約に基づき個別専門家として実施予定。

（２） 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室から配付しますので、gpgsd@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・フィリピン国サイバーセキュリティ能力開発（個別専門家）専門家業務最終報告書

## 7. 選定スケジュール

| No. | 項目 | 期限日時 |
|---|---|---|
| 1 | 競争参加資格確認申請書の提出期限 | 2025年　12月　5日　12時 |
| 2 | 競争参加資格要件の確認結果の通知 | 2025年　12月　9日まで |
| 3 | 簡易プロポーザルの提出期限 | 2025年　12月　10日　12時まで |
| 4 | プレゼンテーション実施案内 | 2025年　12月　19日まで |
| 5 | プレゼンテーション実施日 | 2025年　12月　24日14:30-16:00もしくは17:00-18:30 |
| 6 | 評価結果の通知 | 2025年　1月　6日まで |

## 8. 応募条件等

（１） 参加資格のない者等：特になし

（２） 家　　族　　帯　　同：可

## 9. 競争参加資格の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限（別添資料１１）」の１.（１）４）に規定している「競争開始日」は、簡易プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

（１）提出書類および提出方法

① 法人の場合

・提出書類：競争参加資格確認申請書等 9 書類

・提出方法：書類提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が１営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

・書類を作成されたフォルダへご提出ください。

② 個人の場合

・提出書類はありません。

## 10. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数　　：　１部

（２） プレゼンテーション資料提出部数：　１部

（３） 提　出　方　法　：　国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5

%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

## 11. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
・業務従事者以外の出席は認めません。
・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 12. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

| | |
|---|---|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

| | |
|---|---|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |

④業務従事者によるプレゼンテーション　20 点

（計 100 点）

## 13. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html

（１） 報酬等単価

① 報酬：

| 家族帯同の有無 | | 本人のみ（家族帯同無） | 家族帯同有 |
|---|---|---|---|
| 月額（円/月） | 法人 | 997,000 | 1,135,000 |
| | 個人 | 756,000 | 894,000 |

② 教育費：

| 就学形態 | | 3 歳～就学前 | 小・中学校 | 高等学校 |
|---|---|---|---|---|
| 月額（円/月） | 日本人学校 | 43,000 | 89,300 | － |
| | インターナショナルスクール／現地校 | | 339,000 | 343,300 |

③ 住居費：2100 ドル／月

④ 航空賃（往復）：479,960 円／人

（２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html を参照願います。

（３） 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：便宜供与なし
イ） 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
ウ） 車両借上げ：なし
エ） 通 訳 傭 上：なし
オ） 執務スペースの提供:DICT CSB 内における執務スペースを提供予定（ネット環境完備予定）
カ） 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（４）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

（５）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA フィリピン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

別紙

# 案件概要表

## １．案件名（国名）

国　名： フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：サイバーセキュリティ能力向上

Cybersecurity Capacity Enhancement

## ２．事業の背景と必要性

（１）当該国におけるサイバーセキュリティ分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がる一方で、新興技術の活用が進みサイバー攻撃の手法が高度化・複雑化し、サイバーセキュリティのリスクが甚大化している。多くの開発途上国ではサイバーセキュリティの対策体制・能力の不足と人材不足がリスクをさらに増大させている。フィリピンの地政学的な関心の高まりにともない、近年ではセキュリティ・インシデント数の増加が観測されており、政府機関等におけるデータ侵害のケースも報告されている。

フィリピン政府は 2023 年に「国家開発計画 2023-2028」を発表し、サイバーセキュリティを平和と安全保障だけでなく、経済発展にも不可欠な分野として言及した。同国家計画に基づき、フィリピン情報通信技術省（DICT: Department of Information Communication Technologies）が 2024 年 2 月に発表した「国家サイバーセキュリティ計画 2023-2028」では、国家や個人の保護、サイバーセキュリティ人材の増加、サイバーセキュリティ政策枠組みの強化等を謳っている。これらに合致させる形で策も講じられ、JICA は 2023 年より 2 年間フィリピンに対して、専門家派遣を通じた助言や研修等の協力を行ってきた。協力実施中の 2024 年には国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）が発表したグローバル・サイバーセキュリティ指数（GCI: Global Cybersecurity Index）において、ステージが Tier 2（Advancing）に上昇した。

しかし、フィリピンにおけるサイバーセキュリティ対策の課題は未だ大きく、サイバーレジリエンスの強化のために、特に重要インフラ防護（CIP: Critical Infrastructure Protection）強化のための CIP 関係者のサイバーセキュリティ能力強化が求められている。これに向けて、CIP 関係者が継続的に取り組みを実施していけるよう、国家 CERT（National Computer Emergency Response Team）と重要インフラ事業者等の関係者の技術力強化、組織体制強化、その他の民間企業や大学、一般国民への啓発等の実施に加え、関係者間の継続的な連携・協力が必要である。

かかる背景から、同国政府より日本政府へ専門家派遣の要請書が提出された。

以上の背景に基づき、本協力は、政府機関、重要インフラ事業者、大学等の CIP 関係者に向けた研修や講師育成の実施（成果 1)、国家 CERT と重要インフラを所管する政府機関・事業者が有する CERT 間の持続的な CERT 連携を目指し、戦略や計画の実務レベルへの落とし込みに向けた助言や研修（成果 2）を実施する。また、これらの CIP 関係者への直接的な協力に加え、同国及び地域内で活動する国際機関や同志国の開発機関などの関係者との調整・連携を図り、持続可能な協力関係の構築・維持するための活動を行う。（成果 3)。

（２）サイバーセキュリティ分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、「対フィリピン国 国別開発協力方針」（2023 年 9 月）で重点分野として挙げられている「持続的経済成長のための基盤の強化」における産業振興・投資環境整備に資するものである。

日本政府は 2009 年以降、我が国と ASEAN 諸国との国際的な連携・取組を強化することを目的として、日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議を継続して開催しており、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針)」（2021 年）においても、ASEAN 地域を中心とした多様な主体との国際的な連携によってサイバーセキュリティの確保、および ASEAN 地域の支援や重要インフラ向けの支援強化に取り組むとしている。更に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」（2023 年）取組の柱 2「インド太平洋流の課題対処」事例 23「自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保」にも本事業は合致する。

JICA 国別分析ペーパー（2024 年 3 月改訂）では、サイバー空間における脅威への対応技術力の向上やフィリピン政府のサイバー攻撃の脅威に対する体制強化にかかる協力方針が示されている。加えて、JICA グローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」（2022 年）では、「自由で安全なデジタル社会の実現（サイバーセキュリティ・クラスター)」を重点的な取組みとして挙げている。本事業は、同国におけるサイバーセキュリティへの対応能力を強化し、サイバーセキュリティの実現及び経済社会活動の基盤であるサイバー空間の安定的な利用に資するものであり、上記方針とも合致するものとなる。

なお、本事業はサイバーセキュリティ対応能力強化において同国内、東南アジア・大洋州地域内の他国及び国際機関・他国開発機関等の関係者との連携・調整を重視した活動を実施するものであり、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の主にゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行がPhilippines Digital Infrastructure Project（PDIP）のネットワークセキュリティコンポーネントを通して、サイバーセキュリティ能力構築を含むサイバーレジリエンス強化協力を2025年以降実施予定である。また、韓国国際協力団（KOICA: Korea International Cooperation Agency）もセキュリティオペレーションセンターシステムやサイバー演習環境の導入及びサイバーセキュリティ能力構築を含む協力を2025年以降実施予定である。

アメリカ合衆国国際開発庁（USAID: United States Agency for International Development）はBetter Access and Connectivity（BEACON）プロジェクトを通して同国へサイバーセキュリティ専門人材育成支援を実施していたが、2025年7月時点に活動停止となっている。また、オーストラリア政府が国家サイバーセキュリティ機関委員会（National Cybersecurity Inter-Agency Committee）とサイバーセキュリティ能力向上を目的としたパートナーシップを締結している。

## ３．事業概要

（１） プロジェクトサイト／対象地域名：フィリピン国　マニラ

（２） 事業実施期間

2026年2月～2029年1月を予定（計36カ月）

（３） 事業実施体制

実施機関：情報通信技術省（DICT）サイバーセキュリティ局（Cybersecurity Bureau, CSB）

## ４．事業の枠組み

（１） 成果

成果1：政府機関、重要インフラ事業者、大学を含むCIP関係者のサイバーセキュリティ対応能力及びDICTの人材育成能力が強化される。

1-1　CIP関係者向けの研修用機材を準備する。

1-2　CIP関係者向けのセキュリティ研修教材を作成する。

1-3　CIP関係者向けのセキュリティ研修を実施する。

1-4　DICTの人材育成能力強化のための講師育成研修を実施する。

成果2：政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営が改善される。

2-1　政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための活動を計画する。

2-2　政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための助言・研修及び関連活動を実施する。

成果 3:地域内及び国内で活動する政府機関・重要インフラ事業者・大学を含む CIP 関係者、及び開発機関との調整及び協力が促進される。

3-1　政府機関・重要インフラ・大学を含む CIP 関係者の地域内及び国内セキュリティ関連活動への参加を支援する。

3-2　政府機関・重要インフラ・大学を含む CIP 関係者による普及啓発活動の実施を支援する。

3-3　地域内及び国内で活動する開発機関及びその他の CIP 関係者との調整及び連携を実施する。

以上